

## 更新申請に必要な書類について（居宅サービス等）

・提出書類のほかにコピー等により事業所控えを作成し保管してください

・様式が変更となっている場合がありますのでダウンロードしたものを使用してください

1. 必要書類…下表のとおり（○印は添付必須、△印は場合により添付）

番号	必要書類	様式等	訪問介護 (予防訪問事業)	訪問入浴介護 (介護予防)	訪問看護 (介護予防)	訪問リハビリ テーション (介護予防)	通所介護 (予防通所事業)	短期入所 生活介護 (介護予防)	短期入所 療養介護 (介護予防)	特定施設入居 者生活介護 (介護予防)	福祉用具貸与 (介護予防)	特定福祉 用具販売 (介護予防)	居宅介護支援	備考
1	指定更新申請書	様式第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	指定に係る記載事項	付表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	介護支援専門員の氏名及び登録番号	付表別紙	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	
4	法人登記事項証明書	—	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	※3
5	従業者の勤務体制及び勤務形態 一覧表 *直近の実績（月初から4週分）	参考様式1-●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1 ※4
6	従業員の資格を証する書類の写し	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	管理者の経歴書	参考様式2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	省略可	※3
8	サービス提供責任者の経歴書	参考様式2	省略可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※3
9	事業所の平面図 (各室の用途を明示するもの)	参考様式3	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	※2
10	設備・備品等の概要	参考様式5	—	省略可	—	—	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	—	※3
11	運営規程	参考資料5-●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※3 ※4
12	利用者からの苦情を処理するた めに講ずる措置の概要	参考様式6	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	※3
13	協力医療機関との契約内容	—	—	省略可	—	—	—	省略可	—	省略可	—	—	—	※3
14	関係市町村・他の保健医療サー ビス・福祉サービスの提供主体との 連携の内容	参考様式12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	省略可	※3
15	受託サービス事業者が事業を行 う事業所の名称及び所在地並び に当該事業者の名称及び所在地	参考様式37	—	—	—	—	—	—	—	省略可	—	—	—	※3
16	福祉用具の保管・消毒の方法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	省略可	—	—	※3
17	誓約書	参考様式9-1(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○9-2	
18	届出内容と変更がない旨の誓約書	参考様式9-8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※3

※1 訪問介護員等が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等（以下「施設等」という。）の職員を兼務している場合、訪問介護事業所としては非常勤となり、常勤換算方法での勤務延時間数から施設等の業務に従事した時間数を除くこととなります。

※2 設備の変更がなく、備品に関して変更がある場合は備品一覧のみ添付してください。

※3 「省略可」となっている書類については届出内容と変更がない場合のみ省略が可能です。省略する場合は18番の「届出内容と変更がない旨の誓約書（参考様式9-8）」が必要です。

※4 様式等の欄が「参考様式1-●」「参考資料5-●」となっているものは、サービス毎に様式番号が異なるため「●」としています。

裏面に続く

2. 同時に変更届を提出する場合（既に届出いただいている内容から変更がある場合）は変更届※及び添付書類  
※介護給付費算定に係る体制等に関する届出がある場合については、別途事前に受付日時をご予約ください。

■ 更新申請書類は、サービス事業所ごとに必要です。

サービスの異なる事業所の更新を行う場合、申請書類はサービスごとに提出が必要です。

ただし、居宅サービスと介護予防サービス（第1号事業を含む）の同時申請の場合もしくは、指定の有効期間満了日が異なるが、同一事業所において一体的に運営している事業について更新年月日を合わせる場合、重複する書類は1部で結構です。

例) 指定日が4月1日の特定福祉用具販売と介護予防福祉用具貸与の更新を行う場合	→2部（販売分、予防貸与分）
指定日が4月1日の特定福祉用具販売と介護予防特定福祉用具販売の更新を行う場合	→1部
指定日が4月1日の短期入所生活介護と指定日が5月1日の介護予防短期入所生活介護の更新を更新年月日を合わせて行う場合	→1部

■ 指定更新申請に必要な手数料

本市では受益者負担の考え方にに基づき、新規指定及び指定更新に係る申請について、手数料を徴収しています。

指定更新申請については、居宅サービス又は介護予防サービスのみ申請の場合10,000円、居宅サービスと介護予防サービスを同時申請（同一の事業所において一体的に運営されており、指定の有効期間満了日が同日である、もしくは更新年月日をあわせる場合に限る。）の場合、10,000円の手数料が必要となります。同封の納付書により、本市の指定金融機関又は収納代理金融機関にてお支払いください。

なお、予防訪問事業及び予防通所事業については手数料の徴収はありません。

■ 提出先・問い合わせ先

〒573-8666  
枚方市大垣内町二丁目1番20号  
枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者グループ  
TEL：072-841-1468（直通）  
FAX：072-841-1322  
E-mail：[fshidou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:fshidou@city.hirakata.osaka.jp)

■ 更新に必要な書類は本市ホームページよりダウンロードしてください

\*枚方市ホームページのサイト内検索で「ID:3098」と検索してください

ID:3098

🔍 サイト内検索

